

大学スポーツと運動部の課題

大 西 國 男

(1978年10月16日受理)

A Discussion of Collegiate Sports in Japan

Kunio ONISHI

(Received October 16, 1978)

1 大学スポーツと運動部

(1) 運動部活動の経過

大学で組織的なスポーツ活動を実施するために「運動会」(体育会)や「校友会」の組織が成立したが、その活動が校内競技形式から対外競技に進むにつれて運動部の伝統の形式や存在的意義が問われるようになってきた。そして運動部の活動が対外競技化するにつれて、対外競技至上主義と勝利のための猛練習が開始され、技倆の優れたものが専業する運動部へと変身していったのである。

このような状況に対して、選手以外の学生や世人の関心は、やがて運動部の性格を大学や学生代表にまでエスカレートさせることになった。それに応じて、運動部もまた「母校の名誉」に対する責任や義務を痛感するようになり、そのために専業的独占的な権利を保有する存在であるという錯覚に陥ったのである。

そして、やがて学生スポーツの活発な活動は数多くの試合と選手活動に専念するのあまり、そこに起こる弊害や無秩序に対し「学校教育の存在にもかかわらず問題¹⁾」として「体育運動の振興に関する訓令・第3号1(文部省)大正15年」による学生スポーツに対する規制が行われるに至ったのである。

学生の自治活動としての競技志向型による運動部も、軍事体制に進んでからは国防訓練や総合戦技によって統制され、それは「学校報国団」となって終戦を迎えたのである。学校報告団は「校友会発足に関する通達(1945)」によって校友会として甦り「学校々友会運動部の組織運営に関する件(1946)」によって、組織運営と教育的立場からの適正化「スポーツ集団(運動部)⇔課外活動」が進められたのである。

いまや学生、生徒の運動競技と競技会参加は、国内・国際スポーツの発展と競技力の向上、多彩な競技会参加に関連する問題をかかえるに至っている。そして「学校体育と社会体育」の問題にも関連して、現代社会の諸現象を反映したかたちで論じられている現状である。そこでは大学の運動部(スポーツクラブ)の問題が、現代の社会的背景における同質の現象として論じられている。

(2) 運動部の伝統形成

明治維新の一環として起こった近代化は、観念としてのスポーツと現実のスポーツ活動との間にギ

ャップを生じた。それは、運動を手段として全人教育を意図しながら、実は運動能力の向上に関心を払う心身の教育として普及するに至ったことである。

このことは、スポーツの手段である運動それ自体が目的化し、ことに競技種目の運動が盛んになってくると、高度な技術や勝敗の結果を重視する競技主義を生むことになった。そして、目標を達成するための過程で「伝統」が生まれてきたのである。

伝統を変化や新しくなることへの抵抗として捉えようとすれば、それは日本特有の精神主義（教条主義や鍛練主義）のもとで人格の形成を強調する教育の一分野としてとらえることができるであろう。そこには日本的な歴史と思想性の背景が土壌となっているのである。

終戦（1945）を迎えるまでの体育をみると、それは、戦争のための準備と戦争の歴史によって色づけられたものであったと考えられる。したがって、スポーツを人間の生活の中でとらえ個人主義的・全人的人間形成を意図する生活様式の中で創造的に発展させることができなかつたのである。

しかし、近代スポーツが明治以来から自由と平等の観念を受け入れる市民社会によって育てられ、ことに高等教育機関に学生の組織的なスポーツ活動が実施されるようになるにつれて、スポーツは日本に定着してきたと考えることができる。この点では、スポーツは学生の課外活動として自発的に展開されたものとして、自由主義・合理主義の生活態度を育てるのに効果があったと言えるのである。すなわち、国民的レベルでのスポーツ意識は未成熟ではあったが、大衆化の条件を欠いたまま学生を中心として発達したのである。

日本の伝統や生活様式が前近代的であり、西欧化が直ちに近代化であると一辺とうに決めてしまうあやまちをおかすまでもなく、古来の日本的なものと同来のスポーツを交流させるときに、日本的な社会観念と合理主義的な外来思想との合流という点に焦点が置かれるであろう。そこでは当然のこととして、主体側にある文化的伝統の根幹となっている教条主義や形式主義から脱皮することを必要としたのである。

大学におけるスポーツ活動や運動部の成立に当っては、社会的条件の反映をみることもできるが、現実には次のような要因をあげることができるであろう。①スポーツを楽しむ階層は学生が中心であったこと ②学生が課外活動として自由な合理的な生活を展開するために愛好したスポーツが、学校の中で運動部として成立したこと ③組織的活動を推進するための集団機能および伝統の形成が、歴史的な変遷経過²⁾のなかで醸成されてきたことなどが考えられる。

集団の機能として目標（勝利を得ること）規範（規律や行為の規準）標準（行動様式）がつくり出されると、それは上下関係を中心とした意識や慣行の根強い継承となる。そして、自由の軽視が個性の抑圧へ、プレイの期待が勝敗の重視へと移行し、それが強力に支持されるとき、伝統が形成されてきたのである。すなわち、集団を代表する選手中心の体制がつくられてきたのである。

運動部集団は、全体を代表するものとして縦社会への構造が体系づけられて存在するようになり、個人を集団の中に埋没させる。そこには競争による勝敗が高い価値を占め、代表する者としての信頼、責任、義務や名誉などが重要な意味をもつのである。

2 大学運動部の新たな特性

(1) 大学の伝統と運動部

現在の大学では、次のような一般的状況から、いままでの大学の伝統的な考え方をそのまま受け継

ぐことは困難な事情が発生してきている。それは①大衆化時代といわれる大学の数の問題と、大学をマンモス化する就学率である。②学問研究、真理の探究の場にも社会の要請に対応して、産業経済の発達に貢献するための人材養成の考え方が強く入ってきた。③大学の伝統「象牙の塔」は一般社会に公開すべきであり、地域社会の発展に寄与すべき使命がとわれてきた。④広く一般教養を修得するところ、技術の基本を身につけるところ、更には人間形成の場であるという考え方などである。

大学の伝統は、現在の大学の多様化、多目的化の中で徐々にではあるが変質してきている。それは、学制の問題や社会状況に起因すると同時に、いままでの伝統的な大学観では処理しきれない問題を大量に抱え、大学の多様化の中で変質して行く「新たな方向性」が直面している問題として考えることができる。伝統は、本来変らない性格のものと考えてよい。しかし「変る運動部の伝統」は「新しい伝統の創造」を目指すかたちで新時代に適応しようとしているのである。

伝統は特定の歴史的要素をもつところに意義があるが、ときにはまた伝統は自己をゆだねるのに好都合なものであり、そこには保身と退廃も生まれることが考えられる。それは人びとの創意工夫を抑制し、旧態の伝統を打破して新たな行動を望むときには大きな障害となっている。そして、良かれ悪しかれ人間の思考や行為に制約を加え、現実生きる人間の自由な自発的な活動を規制しつつ、それは個人や集団の機能に方向性を強要する結果となっているのである。

すなわち、歴史的な所産としての伝統のもつ意味は高く評価されると同時に、伝統がもたらす沈滞や抑制と非科学性があるとすればそれは捨象されるべきである。そして、現代社会では「不変である伝統」の継承に加えて新たな社会に適応する「文化の創造」が要求されるのである。そのとき、わが国の大学における運動部の伝統に対する批判も含めて、大学の多様化、大衆化の中で運動部の機能や活動に新たな特性（新たな諸現象）を見出すことができる。

伝統が集団機能の根底をなすような運動部においても、個人や集団は常に新たな文化に接しながら、自由と主体性が追求されるとき、そこには不変（伝統）の存在は反省評価されるであろう。その時こそ一貫して流れる運動部の伝統が、新たに形成され維持されていく情況にあると言うべきであって、そこに新たな目標と価値体系が造り出され運動の新たな特性の形成が期待できるのである。

(2) 運動部の新たな特性

課外活動の中で量的質的に最も大きな比重を占めるのは運動部会の活動であると言われてきた。然し、最近では大学における部会活動の沈滞と不活発化の傾向が指摘されてきている。特に、運動部員数の減少³⁾に対して同好会々員の増加が注目されている。

運動部会の縮小化、小規模化の現状は、部の運営存続にまでもかかわる問題をはらんでいる。それは、運営費、維持費の問題、練習参加人数の問題にも発展し、目標遂行機能よりも集団維持の機能に主眼がおかれ、チームリーダーの集団内における権威や連帯意識は弱体化の方向へと傾斜することが問題とされ検討されつつある。

運動部の体質は封建的であるとか、粗暴な行ないが多いとか、他の部会と比較して特殊社会を形成しているというような固定的の観念が持たれやすいようである。封建的といわれる伝統の温床は、集団としての強い統制を要求する場合であって、そこでは先輩後輩、上級生下級生の階級意識が支配力や服従性を生むのである。

運動部集団の活動内容の特性や成員の役割や任務について論議される面は多いが、現代的風潮や学生気質からは封建性否定の傾向を持っていると言うことができる。それは「体育部会の雰囲気・性格

の傾向⁵⁾についてみると、現状では運動部は民主的集団へと移行している傾向をみることができる。

運動部に起こる「しごき」暴力、体罰事件については、ときとして社会に報道され運動部の体質が世論によって評価されることがある。そして、部の封建性や指導管理の不徹底が指摘され批判される。すでに多くの運動部の活動方針の中では、暴力に対する拒絶の意志表示が顕著となり、人権尊重、民主的運営を強く望んでいるのである。

運動部が全員一致して目的に向かって団結して行こうとするとき、現在の段階では困難な事情が生まれてきている。それは、その時に起こった問題はその都度全員の話し合いによってきめる。すなわち、枠の中に縛られながら活動するのではなく、各自がその目的、内容を確認しながら方向を見失わないようにする。したがって、活動の方針は常に個人に委ねられているのであり、個人の尊重によってより望ましい方向に発展して行くことが可能であるという考えによるものである。

しかも、運動部活動によって求めるものは技術、体力の向上、人間形成のような「厳肅性」を追求しようとするものと「娯楽性」を求めるものであり⁶⁾、いずれの場合も自発的というよりも義務意識に左右されたかたちの練習参加や、楽しみ的手段として位置づけようとする傾向がみられるのである。

したがって、現在の運動部活動は、自由を求め拘束(統卒)を敬遠するスポーツ愛好者の集団という性格をおびつゝあるとも言えるのであろう。それは、従来の運動部活動として認められるものと、同好会的色彩による新たな特性の方向をもって発達するものが考えられる。運動部のこのような方向性は、運動部の指導方針や運営の面から運動部会の当面の課題として、競技力の向上以前に部員の確保と部会維持の必要に関連して生まれたものである。

なおかつ部会の方針として、スポーツ活動の一般大衆化と底辺の拡大(愛好者、参加者の確保)を強調するもの、小数精鋭選手強化を主張するもの、およびこの両者の方針をもった運営を理想とするものがある。

現在の一般的傾向としては、運動部の保守、封建性、教条主義的スポーツ教育観、全体主義使命観や全体に帰依する没我心のような自己形成、人間形成を意図する目的は次第に稀薄となってきている。また、優れた技術や勝利の獲得のために、努力し忍耐し研鑽する部活動を敬遠する方向へと移行しているとみることができる。

男女共学と男女混合のスポーツ集団では、体力技術差、生理差などについては現代風に生活感情や生活様式をうまく適用して、実際活動には支障をきたさないように対応するなど、明らかに同好的スポーツ集団の体質を具備する条件をもっているのである。

大学におけるスポーツ集団が、運動部員の確保やスポーツ活動の一般普及化へと課題を移行し、徐々に娯楽的要素の強いものへと変質して行く姿は、スポーツ集団としての運動部の新たな特性と考えられる。

3 大学スポーツと課外活動

(1) 大学体育とスポーツ活動

大学体育は戦後の教育改革(1949)によって発足したのである。「大学基準協会」(1947)によって「大学における体育の内容」が示されたが、そこでは、大学におけるスポーツ集団は課外体育として位置づけられており、大学体育協議会(1952)の報告(大学における保健体育の在り方)の中には「課外における体育活動の管理⁷⁾」が示されている。

大学におけるスポーツ活動は、新制大学成立以来課外活動としての教育的機能を考えたのである。そして、自主的、自治的な活動として正課体育と課外体育の融合ないしは、正課体育を課外体育へ移行するかたちの中で、課外体育活動必修化の傾向が見られるのである。

従来では、学生の自主的活動は鍛練主義、競技志向とエリート選手中心主義の温床となり得る条件を備えていた。それは、一般学生の自発的参加に対しても排他的であり、封建的な人間関係をもつものであったと言えるのである。

スポーツ集団の競技偏重の傾向による運動部割拠への警戒と、対外競技志向への反省として、大学においても「対外競技の管理基準」⁹⁾を打ち出している。スポーツ集団に課外活動としての教育的機能を期待し、それによる効果を重要視するならば、人的物的体制的に環境を整備し、課外体育活動として望ましいスポーツ集団へ導くための指導体制ないしは指導方針を確立すべきである。それによって、名実ともに教育的有効性を発揮することが可能となるであろう。

また、大学におけるスポーツ集団の研究に当っては「運動に対する一般学生の態度」¹⁰⁾「管理、運営、指導の実態」¹¹⁾「構造と機能、スポーツ集団の類型化」¹²⁾「運動部員数と活動状況」¹³⁾などの調査研究が、大学のスポーツ集団の位置づけについて示唆を与えるであろう。

すなわち、組織機構は整備されているにもかかわらず、大学側の指導が形骸化している現実があったり、大学における学生の地位や参加に関連した学生集団の機能に対して、その見解や指導に不明確な点や不徹底な問題が残されているなどの実情を見ることができる。このような状況は、新体制へと移行するための温床（新たな方向性）となるとともに、それはまた伝統的といわれた集団の旧体制的体質の温存的役割も同時に果しているものとみることができる。

個人や社会が大学に期待するものや、国家がその責任において大学の教育を考えるときは、そこには教育行財政の確立整備にかかわる問題と同時に、課外活動の意義から生まれる大学教育の課題がある。

大学にはさまざまな学生団体があり、学生の自主的な運営によって学術、文化、体育、厚生福利などに関する諸活動が行われている。そして、団体の活動の方向性や考え方に多面性と多様性のあることも事実である。

活動面での現状分析においては、活動目的の変遷、大学における団体としての位置づけと大学との対応の仕方、団体サークルの結成、過程、結合（凝集性）やモラル等の事柄は、現在の大学およびスポーツ集団が共通に抱えている問題的傾向として認識すべきことである。

(2) 課外活動とスポーツ活動

学生団体に対して自主的な自治活動の場の提供と、積極的な指導助言援助が与えられていると言っても、現実においてはこれで大学当局の責任として課外体育活動のための施設、設備の充実整備と指導が十分果されているとはいえないであろう。

課外活動におけるスポーツ活動は、大学の管理運営、教育研究組織、厚生補導組織およびその運営等を改善して行くなかで（大学教育の在り方に関連する検討の過程で）明確にすべきである。

厚生補導についての代表的見解の一つを要約すると「正課外教育では正課教育で果すことのできない固有の役割を分担するものとみるべきであって、学生々活の環境的条件の整備、学生の人格形成を総合的に援助することが課外教育の目的である。」¹⁴⁾このような目的をもって組織的、計画的に行われるのが厚生補導の業務であると述べている。そして、厚生補導の業務内容には、教育的作用と管理的

作用の2つが考えられている。

また「大学教育の改善について」（中教審答申，昭和38年1月28日付）では「学生の厚生補導の中心的機能は，人間形成を目的として行われる課程外の教育活動および大学教育に対する適正をはかり，修学効果を高めるための活動にある。」（要旨¹⁵⁾）と答申されている。なお，中教審の中間報告（昭和45年5月28日）においても「課外体育の充実」と「全学生に対する健康管理の徹底」を図ることが提示されている。

大学が課外体育の意義を積極的に取り上げる方向で「クラブ・スポーツ，課外活動などは大学生生活の重要な部分であり，大学教育の必要条件として重要な部分である。これらの機能を大学全体としての業務とすることが望ましい¹⁶⁾」という見解に賛同しながらも，現実には課外体育の発展充実に対して，どの程度までの施設整備や指導の責任を果すことが可能かについては問題が残るであろう。

従来から大学のスポーツ活動は，学生の自主的活動がたてまえであって，大学当局はむしろ消極的であったと言うべきである。同様に学内学生諸団体の活動に対して，執行機関である学生部，学部（厚生補導委員，指導教官その他の委員）学生団体助言教官，顧問教官の指導態勢の不備や不徹底がいわれているのが現状である。

スポーツ活動に対する指導体制や施設の整備と貸与に当って，学生の自主的自治活動に統制を加えるかたちで管理される面については配慮が必要であると同時に，これに対して「放任的」かたちがとられるときには「しごぎ」を誘発し，あるいはその方向にエスカレートする体質を内包することも反省すべきである。

4 大学スポーツの新たな課題

(1) 新たな方向性への展開

大学における学生活動の意義やスポーツ集団活動の条件は，学生団体の大学内における活動に方向性を与え，あるいは新たな体制への移行と活動の展開に影響を与えると考えることができる。

①大学における学生の地位，権利と義務について「大学における学生の地位についての考え方¹⁷⁾」（要約）によると

ア) 学生という地位は，大学という社会的機関へ学生が自らの選択によって志望し，大学が入学を許可することによって生ずる。そして，学生の権利として教育を受け，その施設，設備を利用することが認められる。そして学生は，大学がその機能を営むために定めた規律に従う義務がある。

イ) 学生の参加については，学生は本来大学の定める教育上の計画と指導に従うべきであるが，しかし，自主的に学ぼうとする学生の態度が尊重され，教育内容，方法，教育環境の改善について学生の意見をとり入れるべきである。

学園生活は，自己の責任において規律ある諸活動を行なうことが期待されると同時に，大学はそれに必要な環境を整備し，必要に応じて指導と助言を与える旨，その考え方を答申している。

これは，大学におけるスポーツ集団の自主自発的活動と集団機能に影響を与え，厚生補導業務による新体制活動（新たな方向性）への誘因となるであろう。そして一方では，伝統という旧体制の集団としての運動部の機能を「スポーツ集団の特性」として維持しながら，なお発展持続させるべきか否かが問われてきているのである。

②私立大学における運動部興隆の過程のなかには「大学の運動部」としての地位を確立しながら，

学校経営と宣伝をねらいとするものが見られる。それは運動部の活動を盛んにし、有名選手を集めて学生競技会で名を挙げ、日本の競技界を代表するようになることが、私学における運動部の原型と見られる場合が多かったのである。（課外活動の運動部を学校経営に利用するとき、一部少数の選手からなる特権的スポーツ集団の育成へと発展したのである。）

運動部学生への批判や、時には反感すら多い中で、学生気質の変化と入試難が生じてきたのである。¹⁸⁾それは、戦前のような推せんによる入試作戦（無条件的パス）は不可能となったことと運動部生活の敬遠である。そして、いまや運動部に入部するものは少なくなり、部員の減少と同時に各運動部の存続にも困難をきたす現況すらみられるのである。

③同好会は練習時間も少なく「OBだ、先輩だ」がないから、その点での緊張感も少なく自由である。好きな時にスポーツをして楽しむことは大賛成であるが、枠をはめられ日常生活や「しごき」はご免である。「一回の栄冠をかちとるために4年間のすざましい練習」に耐えようとするものは影をひそめてきたのである。そこに生まれたのがスポーツ同好会である。¹⁹⁾

同好会の発達には、たしかに「運動部のユガミ」に対する暗黙の批判とも考えられるし、また、大学スポーツがプロ化して行くのに対して、アマの自己主張であるとも言えるかも知れない。しかし、現在の運動部も、もとはといえば同好の志が集ってできたものであって「より高く、より強くという人間本来の欲求のおもむくところ、本当にスポーツを愛するならば趣味の範囲では満足できず、いままでの運動部のように進む²⁰⁾」ものであると考えられる。

「伝統ある運動部」は徐々にその体質を変化し、課外体育の奨励と一般学生の体育・スポーツへの志向が、同好会という型で大学スポーツの主流となりつゝあるのではないか。そして、大学のスポーツ集団が、ややもすると選手中心主義になりすぎた反省も含めて、一般学生のためのスポーツ指導と運動場や施設の開放を真剣に取り組む必要が生じてきていると言うべきである。

同好会は運動部として公認されていないのが現状であり、公認すれば部費の援助や部室の貸与を考えなければならない。そこには施設、用具、運動場の問題も生じて来るのである。しかし、課外体育としての運動部は、同好会的性格を多く含む傾向にあるから、スポーツ集団としての運動部の特性を新たな方向で検討してみることが必要となって来たのである。

大学のスポーツ集団にみられる新たな傾向として、大学における運動部の位置づけとスポーツ活動や運動部活動に対する価値観の変化があり、かつ社会的背景によるスポーツの大衆化、一般化への移行がある。

そして、課外体育団体（スポーツ集団）の中には、いわゆる体育部会（強度な自律と高度な技術練磨を目的とする有志の集まりであり、そこでは統制、練磨、試合、勝利を目指す活動）と同好会（自主自発的に参加しスポーツやゲームを楽しむ活動）の二つの傾向が生まれたのである。また、前二者の団体性格が相互に作用して、その中間的体質を形成しつゝあると考えることもできる。

運動部の多くは民主的運営を考え、役員を選出方法や部長の統卒権、命令権の限度や範囲が検討され議論される実情である。それは縦関係を重視した先輩後輩の関係や、最も重視されてきた「礼儀」に対する表現の仕方や無関心さにおいて、あるいは総会やミーティングの在り方などの実態において新しいスタイルのスポーツ集団をみることができる。

課外活動の欲求を複数部への所属（運動部のほかに文化部や学芸部の活動に参加）によって処理することもあり、従来の「部活動に徹する」ことを困難にしている。苦しい練習に意義を求めるよりも運動を楽しむことに価値を認めるから、スポーツ集団の活動は次第に同好会的な流れに移行し、運動やゲームの経過を楽しむ方向へ移りつゝあるとすることができる。

大学のマンモス化と大衆化による教育施策は、運動場や施設の一般学生開放による課外活動の必要と、場所の狭隘に加えて学部分置による運動部会の分散をまねく結果となった。そして、実質上の学内自主自治組織は細分化され、運動部活動の十分な成長発展を期することが困難な状態に陥っていったのである。

活動の財源である体育費を全学友から徴収することが困難な状況であり、現在では学校の援助や卒業生、後援会、賛助会等の寄付金に頼らざるを得なくなってきた。なかでも活動基金を学校側の援助と自己負担金に頼らざるを得ない実情は、伝統を主軸とするスポーツ集団の凝集性を弱体化したのである。特に、自己負担金については物価の高騰に加えて学費の値上がり、出身地の広域拡散や下宿者の増加、試合地域の遠隔化による諸経費の激増等による負担金の増大がある。しかも、これらの費用を学生アルバイトによって補なおうとすれば、必然的に集団活動としての調整は不可能となってくるのである。

従来の運動部の特性や活動内容が、次第に一般化し同好会化に向かうと同時に、それが大学の課外活動として教育管理事務体制の中の活動に止まれば、運動部はその集団の維持と一般学生との交流密着を目標とするスポーツ団体として教育的機能を期待することができるであろう。それは、スポーツのもつ課外教育的機能の側面において重視することである。

(2) 大学スポーツの課題

大学の在り方が問われているとき、大学スポーツの在り方についても早晚検討される必要がある。従来から言われてきた運動部の伝統や、運動部の持っている学校代表意識や使命感のいき過ぎは逐次捨象され、新たな集団理論やパーソナリティ理論の研究のもとにアプローチする必要が生まれたと言わなければならない。

大学運動部が旧体制から脱皮して新たな方向へと展開しようとするとき、スポーツ活動に対する意識の変容がおこるのである。それは、勝敗に最大の価値を求めるか、記録(時間、距離、量の克服など)に価値を求めるかである。しかし、勝敗にとらわれない求道の境地と記録に挑戦する不断の努力は、運動部の厳粛なる目的追求の過程においても、スポーツ集団の活動の過程においても合致するものがあると考えられる。

つぎには、スポーツの大衆化とスポーツ権の獲得に関する意識の高揚である。スポーツの本来の意味の研究や、社会的条件としてのスポーツの提供および人間としてのスポーツ権の獲得が言われる中で、課外教育活動の主要な領域となっているスポーツ活動(運動部)の影響は大きい。

課外活動としての位置づけによる大学のスポーツ活動は、教育的機能を重視しながら発展するであろう。そして、自主自律と創造的個人や教育的社会化(教育的な社会環境)に向かうことができると同時に、大学の運動部の存続発展を条件づけるのである。それは、大学で行なう学生スポーツに新たな方向を与え、制約を加える結果をまねくものと考えられる。

大学のスポーツ活動が、実利的あまりにも現実実利的価値を追求するか、教育的あまりにも教育的価値を追求する課外体育活動のスポーツかによって、それは大学のスポーツ活動の発展を阻害する要因ともなり得るのである。個人が個人の総合的開発を企図する生活態度によってスポーツが受け入れられ、それに参加することの可否こそが課題である。

現在の大学内諸団体は、古い歴史の過程を経て新しい伝統の創造へと脱皮しようとするもの、伝統の保守や温存に加えて近代化の導入を認めようとするもの等、各種団体の結成やその要求活動は多

様多目的化してきている。

課外体育活動としての集団活動においても、学徒厚生審議会答申（学園における学生の地位）の影響を受け、それが学内諸団体の活動に対する問題提起の形で考えられたり、それに応えるかたちで、大学スポーツやスポーツ集団が編成されていくものと考えられる。

スポーツを課外活動の教育的な目的や機能を重視させるための手段として認識するか、勝敗の厳肅性「相手に勝ち、己に克つこと」に価値を置くかによって、大学の運動部が²¹⁾「体育集団」であるか「スポーツ集団」であるかの特質が現われるのである。

大学の運動部は、学校当局や先輩あるいは社会の庇護を受けてそれなりの歴史をもって発達し育成されてきた。ところが、最近では大学の運動部に人が集まらなくなった。その反面、同じ種目のクラブや同好会に多くの人が集ってきている。そしてその取り扱いに苦慮している。運動部との関係や援助や育成の仕方に迷っているのが現状である。コミュニティの大学スポーツを考える場合は、課外体育活動の意味を把握しながら、全ての学生が参加できるスポーツクラブの編成による大学スポーツの出發が課題であると考えられる。

スポーツ集団の構造型と集団機能の特徴によって、競技志向への偏重か遊戯志向のスポーツ集団への移行かをみることができる。大学の運動部集団を体育集団とスポーツ集団の重層として捉えられるか、その調和的融合として捉えられるかによって運動部の活動に特徴と差異が生まれようとしている。それが現実の大学スポーツの中で運動部が遭遇している「競技性と遊戯性の調和的活動を進める」うえでの焦点である。

大学スポーツは、学生の自主的な課外余暇活動として、生活の中でスポーツを楽しみ、自治的集団活動として機能することが要求される。指導者にも教育的意図や配慮が必要であり、その中で体育教官をはじめとする教師の指導性が重要であることを強調すべきである。

注

- 1) 木下秀明「わが国における運動部の成立と変遷」『体育の科学』(21巻) 1971.11.
- 2) 丹羽 劭昭「スポーツ集団の研究」『体育学論叢』1, 日本辞書, 1976.
- 3) 笹島恒輔「運動部員の減少と同好会員の増加」『学校体育』, 1974, 9 (p. 37).
- 4) 神代古典他「運動部に対する一般学生の態度」『体育学研究』, 15 - 5.
- 5) 岡部明「体育部会の雰囲気, 性格について」『茨城大学卒研』, 1972.
- 6) 岡部明(前掲).
- 7) 大学体育協議会編, 『大学体育十年誌』, 1960.
- 8) 中央教育審議会答申(中間報告)「保健体育については課外の体育活動に対する指導と全学生に対する健康管理の徹底によってその充実をはかる」『高等教育の改革に関する基本的構想試案』, 1970, 5, 8.
- 9) 大学体育協議会編, 『対外競技の管理基準 ①選手資格 ②試合 ③健康管理 ④監督 コーチ ⑤学業入学, 補助 ⑥勧誘について』, 1952.
- 10) 神代古典他(前掲, 注4).
- 11) 九州地区体育社会学研究会編「大学における運動スポーツの社会学的研究」1967.
- 12) 丹羽 劭昭「集団の特性における人間関係」『体育通論』, 日本辞書, 1968.
- 13) 笹島恒輔(前掲, 注3).

- 14) 学徒厚生審議会答申「学生の厚生補導の組織および運営の改善について」1958, 5, 29.
- 15) 西尾秀夫「学生部論」日本評論社, 1967.
- 16) OECD（経済協力開発機構）教育調査団報告書, 1970, 10, 2.
- 17) 中央教育審議会答申「大学における学生の地位についての考え方」当面する大学教育の課題に対応するための方策, 1969, 4, 30.
- 18) 神代古典他（前掲, 注4）.
- 19) 大学スポーツの周辺(4)「同好会という芽」朝日新聞, 1968, 4, 4.
- 20) 西田泰介「よく考えたいこと」月刊国立競技場, 1971, 6, 25.
- 21) 小林篤「運動部の果す役割」（運動部は体育集団ではなくスポーツ集団である。それを体育集団と混同するために学業との関連がどうのこうのとか, 体育的にみてどうのこうのという議論が生まれるのであり, それをスポーツ集団と割り切って課外体育のカテゴリーから外してしまえば別にどうこういうことはない）体育社会学専門分科会（第8回）報告書, 1969.
- 22) 丹羽劭昭「スポーツ集団の構造型と集団的機能の特徴」体育通論, 日本辞書, 1968.